

皆さんのご意見をお寄せください
障害福祉課へ
内線178

なお、この計画において障害者とは、身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり日常生活また社会生活に相当な制限を受けるかたで、急激な高齢化、社会環境の変化などにより、障害が重度化・重複化するケースが数多くあります。



障害者の社会的自立に向けた基盤づくりとして、教育、福祉、雇用など各分野との連携により、障害者がその適正と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き社会参加することが重要であり、そのため、幅広い情報提供を図り、関係機関との連携強化に努めます。また、障害者の生活を豊かにする

うえで、障害者が障害のない人と同じようくスポーツや文化活動を楽しむことができる機会の提供に努めます。

市内には、知的障害者の通所授産施設2か所、入所更生施設、福祉作業所、心身障害児通園施設、養護学校がそれぞれ1か所あります。が、養護学

4 社会参加の促進

5 障害者(児)福祉施設の充実

校卒業生などの一般就労が困難なたがたに就労の機会を提供する授産施設などの整備を引き続きともに、親の高齢化に伴う障害者の生活の場を確保するための施策の充実に努めます。また、身体障害者療護施設の整備を促進します。

6 保育・教育の充実

障害のある児童の育成については、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行なうことによって、生活能力の向上を図り、将来の社会参加へつなげていく必要があります。このため、心身障害児通園施設の充実を図るとともに、交流保育の促進に努めます。

また、就学にあたっては、その能力を最大限伸ばすことができるよう、相談体制の充実を図り、就学後においても、きめ細かな対応に努めます。

7 市民間での相互理解の促進

障害者の完全参加と平等を実現するためには、市民の障害者への理解が大変重要です。近年、障害者への理解は進んでいますが、まだ十分ではありません。特に、精神障害者の社会的な誤解や偏見を取り除くため、広報活動などを通じて正しい知識の普及に努めます。また、高齢化社会の到来に



障害者の社会的自立に向けた基盤づくりとして、教育、福祉、雇用など各分野との連携により、障害者がその適正と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き社会参加することが重要であり、そのため、幅広い情報提供を図り、関係機関との連携強化に努めます。また、障害者の生活を豊かにする

うえで、障害者が障害のない人と同じようくスポーツや文化活動を楽しむことができる機会の提供に努めます。

市内には、知的障害者の通所授産施設2か所、入所更生施設、福祉作業所、心身障害児通園施設、養護学校がそれぞれ1か所あります。が、養護学

8 推進基盤の整備

障害福祉を推進するうえで、障害者自身の声を施策に反映できるよう市内の各種審議会などに障害者が委員として参加していますが、さらに多くの障害者の意見が反映できるよう機会の提供に努めます。また、この障害者計画の施策が円滑に実施されるよう、関係機関などの連携に努めます。

●問い合わせ 障害福祉課(〒350-1380 入間川1-23-15) 内線178

自立、社会参加、いきいきと暮らせる社会をめざして

狭山市障害者計画(素案)

障害者が自立し、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加でき、地域の中で共にいきいき暮らせる社会を実現していくためには、さらに障害者に適切なサービスを提供できる体制を整備する必要があります。

そこで市では、平成3年に策定した狭山市障害者福祉長期行動計画の見直しを図り、より地域の実情に応じた狭山市障害者計画を策定し、今後5年間の障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

先天的な障害については母性の健康管理に努め、障害の発生を予防することが重要であり、また、乳幼児のうちにできるだけ早期に発見し療育することことで、障害の軽減や発達を促進することが大切です。このことから、妊婦・乳幼児などの健康診査事業や相談体制の充実に努めます。また、中途障害者の発生原因については、生活習慣病による脳血管障害後遺症などが多くを占めていることから、



2 住みよい環境づくり

障害者が自立して生活し、積極的に社会に参画するための環境整備を図ります。また、障害者へのホームヘルパー派遣事業、日常生活用具の給付事業などの支援事業の整備に努めます。

3 在宅福祉の充実

障害者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるようにするために、家族の介護負担を軽減しが重要です。このため、その中心事業であるホームヘルパーの派遣事業に加え、視覚障害者へのガイドヘルパー派遣事業、重度障害者のかけがたへの全身性障害者介護人派遣事業などの充実に努めます。

また、障害者の在宅生活を援助し、生活上の困難を軽減するため、おむつ給付、給食サービス、入浴サービス、理髪サービスなどの充実を図ることも、看護者の外出や疾病などで家庭で介護できなくなつた時に一時的に保護する、一時的保護制度の整備に努めます。

に社会参加していくうえで、街全体を障害者にとって利用しやすいものへと変えていくことが重要です。このために、道路整備、点字ブロックの設置、段差解消などにさらに努めます。また、障害者・高齢者などの外出機会の拡大、利便を図る福祉循環バス事業一般交通機関が利用困難な方を対象にしたハンディキャブ運行事業の充実を図ります。

さらに、災害対策の一環として、防災ファクシミリ、緊急通報システムの充実を図ります。

1 障害の発生予防と早期治療

先天的な障害については母性の健康管理に努め、障害の発生を予防することが重要であり、また、乳幼児のうちにできるだけ早期に発見し療育することことで、障害の軽減や発達を促進することが大切です。このことから、妊婦・乳幼児などの健康診査事業や相談体制の充実に努めます。また、中途障害者の発生原因については、生活習慣病による脳血管障害後遺症などが多くを占めていることから、

生活習慣病予防のための成人検診の充実を図るとともに、リハビリテーション事業についても、障害の発生から社会復帰に至るまで一貫した体制の確立に向けて、より関係機関との連携に努めます。

さらに、難病者へのホームヘルパー派遣事業、日常生活用具の給付事業などの支援事業の整備に努めます。